

鎮西学院幼稚園 園則

学校法人 鎮西学院

鎮西学院幼稚園園則

第 1 章 総 則

第 1 条 本園は、キリスト教の保育理念に基づき、就学前の幼児の身体の順調な成長と精神の健全な発育とを助成することを目的とする。

第 2 条 この幼稚園は鎮西学院幼稚園という。

第 3 条 この幼稚園の位置を諫早市西栄田町 1 2 1 2 番地 1 に置く。

第 4 条 この幼稚園に入園することのできる者は、満 3 才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第 2 章 保育年限、学期及び休業日、保育時間

第 5 条 本園の保育年限は、1 年・2 年・3 年及び 4 年未満を原則とする。

第 6 条 1 年を次の 3 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 3 1 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

第 7 条 本園の休業日は、次のとおりとする。

1. 日 曜 日
2. 国民の祝日
3. 夏 期 休 業 7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで
4. 冬 期 休 業 1 2 月 2 0 日から 1 月 8 日まで
5. 学年末休業 3 月 2 1 日から 3 月 3 1 日まで
6. 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 9 日まで
7. 土曜日
8. 学院創立記念日 1 0 月 2 3 日
9. その他園長が必要と認めた日

第8条 本園の保育日数は、39週以上とする。

第9条 保育時間は午前10時から午後2時までとする。ただし、送迎バスの発着時刻の関係で、午前9時から10時まで及び午後2時から3時までを自由保育とする。

第3章 保育内容、定員及び学級

第10条 保育内容は、幼稚園教育要領の示すところにより、本園の特徴を踏まえ園長が編成する。

2、本園は、毎日、朝の礼拝を以て保育を始める。

第11条 本園の園児の収容定員は100名とし、4学級とする。

第12条 本園の教職員組織は次のとおりとする。

- (1) 園長 (2) 主任 (3) 教諭 (4) 職員
- (5) 園医 (6) 園歯科医 (7) 園薬剤師 (8) その他必要な職員

2、園長が必要と認めた場合には、副園長を置くことができる。

第4章 入園、退園、休園、修了及び褒章

第13条 入園は園長がこれを許可する。

第14条 入園希望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、入園料を添えて園長に提出しなければならない、受付は11月1日開始。定員になり次第締切とする。

第15条 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

2、病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は退園又は休園させることがある。

第16条 各学年の修了は、園児の平素の状態を評価し、学年末において認定する。

第17条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めるときは、修了証書を授与する。

第18条 心身の発達著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

第 5 章 保育料及び入園料等

第19条 保育料は、国の制度により無償となる。

2 日本キリスト教団所属の牧師子弟については、入園料を免除する。

第20条 入園検定料2,000円とし、入園料は、30,000円とする。ただし、入園料については、兄弟姉妹が同時入園の場合は、弟妹は免除する。

第21条 納入した保育料、入園料等は原則として返還しない。

第22条 その他納入費は下記のとおりとする。

納入費月額

施設設備費	1,600円
スクールバス維持費	2,500円
ひかりの会 会費	500円
給食費	1,100円
一括払い	
暖房費	2,500円（年間）
冷房費	3,000円（年間）

第 6 章 ひかりの会

第22条 よりよい保育を期するため「ひかりの会」を通して各家庭と密接な連絡をはかる。

2. 月1回例会をもち、相互研修を計り、よりよき母としての道に進むため、趣味の集り、講演、講習等の行事を会員の意見により計画実施する。

付 則

- この園則は、昭和56年4月1日から実施する。
 - この園則は、昭和57年4月1日から実施する。
 - この園則は、昭和58年4月1日から実施する。
 - この園則は、昭和59年4月1日から実施する。
 - この園則は、昭和60年4月1日から実施する。
 - この園則は、昭和61年4月1日から実施する。
 - この園則は、昭和63年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成元年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成2年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成3年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成5年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成6年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成7年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成9年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成10年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成11年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成12年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成14年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成15年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成17年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成21年10月20日から実施する。
 - この園則は、平成22年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成23年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成24年10月11日から実施する。
 - この園則は、平成27年5月28日から実施する。
 - この園則は、平成28年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成29年4月1日から実施する。
 - この園則は、平成30年4月1日から実施する。
 - この園則は、2019（令和1）年10月1日から施行する。
- ただし、第22条の規定は、2020（令和2）年4月1日から施行する。